

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和7年6月17日（火）
午前10時01分～午前11時44分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (6人)	委員長	きりき 優	副委員長	中島律子
	委員	橋本由美子	委員	折戸小夜子
	委員	本間としえ		
	議長	三階道雄		

出席説明員	健幸まちづくり担当部長 健康まちづくり担当課長事務取扱	堀 仁美	
健康福祉部長 (兼) 福祉事務所長	伊藤重夫	福祉総務課長	松崎亜来子
生活福祉課長	関 隆臣	高齢支援課長	五味田福子
介護保険課長	齊藤義照	障害福祉課長	平松涉
道路交通課長	宍戸俊介		

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第 53 号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	令和 6 年多摩市自殺者数（確定値）について	福祉総務課
2	生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について	福祉総務課
3	令和 6 年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金・不足額給付金の概要と実績について	福祉総務課
4	多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成事業の実施状況について	福祉総務課
5	令和 6 年度の生活保護相談・申請状況等について	生活福祉課
6	老人福祉センター事業「多摩市総合福祉センター送迎バス」運行内容変更の周知について	高齢支援課
7	内閣府 S I P 令和 7 年度前半の取組について	健幸まちづくり担当 高齢支援課 道路交通課
8	常任委員会の 2 年間のテーマについて	—
9	行政視察について	—

午前10時01分開議

○きりき委員長 ただいまの出席委員は5名である。

定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

○きりき委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第53号議案多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 それでは、ただいまの第53号議案多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、担当の松崎福祉総務課長から説明をさせていただく。

○松崎福祉総務課長 それでは、第53号議案多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、条例の改正内容のご説明をさせていただく。

今回改正の趣旨である。令和元年10月に西永山福祉施設が開設されているところである。その施設内には障害福祉事業所4施設と介護保険事業所1施設の計5施設を設けているところである。使用する事業者からは、多摩市西永山福祉施設条例第7条に基づいて使用料を徴収させていただいているところである。本施設については、令和元年10月から使用期間6年とさせていただいている。本年令和7年9月末で期間満了となるが、多摩市西永山福祉施設条例第5条の規定に基づき、現在使用している事業者は1回に限り最大6年を上限として使用期間を更新できるものとさせていただいている。こちらの使用期間更新を踏まえて、次期使用期間における使用料の見直しを行わせていただいた。その結果、使用料を改正するべきと認められる状況が生じたため、このたび多摩市西永山福祉施設条例の一部改正を行わせていただければと思う。

主な改正内容であるが、こちらは使用料である。別表第7条関係になるが、現行使用料から障害福祉事業所に関しては4施設、それぞれ減額の改正を行わせていただければと思う。また、介護保険事業所については、増額の改正を行わせさせていただければと思う。そちらの状況であるが、各施設近傍同種事業所を参考にしてそれぞれの施設の利用料を算出しているところであるが、障害福祉事業所については、近傍同種事業と今回使用料を確認したところ、マイナス5%近傍同種事業とこれまでよりも金額が下がってい

ることが確認できたので、今回5%減で使用料を見直しさせていただければと思う。そのため、第1障害福祉サービス事業施設については、現行の金額からマイナス5,100円の減額の使用料とさせていただき、月額9万9,500円としたいところである。第2障害福祉サービス事業所については、現行からマイナス4,700円、月額9万1,100円に改正、第3障害福祉サービス事業所については、現行からマイナス6,400円、月額12万3,100円に改正、第4障害福祉サービス事業施設については、現行から6,400円減額、月額12万3,100円に改正をさせていただきたい。介護保険事業施設については、当初、近傍に同種の事業所が存在していないため、異なる種別の近傍事業所を参照していたところである。そのため、改めて施設機能から鑑みたときに市内の同種事業所の賃料等を比較して算出することが好ましいと見直しをさせていただいた。そのため、市内の近傍同種事業所と比較した際には、増減でいうとふえるという状況になる。そのため、月額プラス3万7,200円の増で月額22万3,600円に改正をさせていただければと思う。説明は以上である。

○きりき委員長 これより質疑に入る。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 では、何点か伺いたいと思う。この施設については、条例は2018年にできたがオープンは2019年だったと思う。そしてそれから6年がたったということであるが、最初に条例ができて後から第3条の2が加えられて多目的室の使用というのが出てきて、それについては無料にしているということである。この委員会の中でも2019年、平成30年9月議会で話し合いが行われ、一部会派からは無料にするのは反対であるという声もあった。この多目的室は共用施設とも言えるが、その利用はこの6年間どのような状況であったのかをまず伺いたいと思う。

○松崎福祉総務課長 現在の多目的室の利用状況であるが、この多目的室の利用目的については、地域住民の方との交流を促進し地域共生社会の実現に資する事業に利用していくことを目的とさせていただいている。そのため、開所当初は、その直後にコロナ禍に見舞われたこともあり、当初はごみ捨場の共同清掃や自治会との合同防災訓練など多目的室以外での交流からスタートしたところであるが、その後コロナ禍も過ぎ、現在は手芸や書道、介護予防運動など地域住民との交流の場、相互理解を促進できる場として使用させていただいているところである。使用頻度については、週に3回使用させていただいているところである。

○橋本委員 これは有効に使われているという解釈でいき

たいと思う。介護保険事業施設であるが、これは小規模多機能で、これについてはショートステイがあると当然夜間も使っている施設と解釈できるかと思うが、夜間の対応は全部この背負っている介護施設がやっているのかどうかと、警備等については委託されているのではないかと思うが、この内容について伺う。

○松崎福祉総務課長 最初の警備に関してであるが、機械警備ということで委託をさせいただいている。また、小規模多機能事業所については、その運営は日中夜間含めて事業所の方に対応していただいているところである。

○橋本委員 この以前から小規模多機能という形が皆に非常に必要とされる形になってきたので、ここのところの一定の広さで高齢期の方の介護の施設として受け入れられるのは、非常に望まれて6年前からできていたと思う。そうした中で、ほかの4つは障がい者の方の日中活動系のサービス施設だと思うが、この施設に対しては今でも推進事業としての補助金も出されていると解釈してよろしいのか。

○平松障害福祉課長 今ご質問いただいた点については、障がい者施設が4団体あるが、言われるとおり多摩市障がい者日中活動系サービス推進事業補助金ということで、家賃の補助を市で出させていただいているところである。

○橋本委員 ここは障害関係4、介護1の5施設が入っており、もうそれ以上あそこの施設内での拡大はできないと思うが、同じように日中活動の推進事業として補助を受けて活動している施設は、この資料を読むと令和5年度だと22施設になっているが、これは今でも変わらないのかについて伺う。

○伊藤健康福祉部長 22施設の現在のところの数字は改めて確認させていただきたいと思っているが、基本的な考え方については、今、橋本委員が言われたとおりになる。

○橋本委員 私は、このお金の改定については第7条に基づくものであるという説明が今あり、そのことは理解できる。この条例の第5条には、先ほどの使用期間について今回は6年で、今まで入っていたところにやりたいという意向があれば1回の更新は問題なくそのまままで済んだと思うが、条例上は1回を限度として更新することができる、逆を返せば12年たったらそのままではなく公募をしてまた新しいところ、先ほどの22施設と障がい者の施設も含めて入りたいという人がいれば当然公募になると思う。その辺の動きと、6年前の委員会のときには公募についても利用者の行き場がなくならないよう例外についても規則で考えるという趣旨のことを当時の部長や関係者が答弁されている。

これから6年先のこともあるので、本当に規則等で何か

変わったことがあるのか、今後当然12年たったところで出ていいってほしいというのはあまりにも酷だと思うが、その辺のことについて市の考え方を伺う。

○松崎福祉総務課長 まず現在の条例に関しては、今、委員のお話にあったとおり、第5条では6年を超えない範囲で1回を限度として更新ができるものとされている。したがって、今回各施設事業者に意向を確認し、皆様方から更新したいという事前の意向は確認しているところである。今の条例の仕組みでは、6年後改めて公募という形になるような状況である。また、条例制定当時に規則で何かしらの特例をというところであるが、現在規則ではそのような定めはまだ実施していないところであるので、今回はまず更新をさせていただく。今後6年の期間もあるので、1点目の使用料金に関しては、社会情勢の変化が非常に激しいところでもあり、また3年後に社会情勢の動向を見ながら一回使用料の見直しという期間も設けさせていただくので、そういう場面場面に応じて各事業者さんのご意向、今使っている他の団体さんから今回使用したいというような意向は市に届いていない状況であるので、周辺の事業者の皆様の状況も含めて検討をしていきたいと思っている。

○橋本委員 今回はこの事業所の使用料の変更であり、総体的な条例改正ではないのでこの程度にとどめておきたい。これから6年間の大きな課題で、今回は手を挙げている人がいないということであるが、ほかでやっている障がい者施設も今家賃が高騰しており、更新時期には貸してくださる方も上げたいという意向を持っていると聞いている。そうなると、この西永山福祉施設に入って活動を続けたいという事業所がこの数年間にも出るかもしれない、ぜひこうしたところで、ただ出でていけということではなく、本当に全ての団体さんが障がい者のため、また小規模多機能だったら介護の施設がいろいろあるが、そういうところが納得できるような動きをぜひしていただきたい。この間、福祉の関係は高齢者も障がい者も皆さん横断的である。その辺で検討を急いでいただきたいと思うが、その辺の意向について伺いたいと思う。

○伊藤健康福祉部長 大事なご指摘であると考えている。先ほどの説明からでも、そもそもどちらは地域共生社会に資する施設を目指しているので、様々、先ほどの多目的ホールを中心的に利用している団体との交流等も行っている。当然6年後の評価という中では、こうした地域交流、団体との交流、様々な評価の視点を組みながら、次の団体にどのような形で入室していただくのがよいかというところ、今お話ししていただいたように、家賃高騰等もあり今後ほかの

団体から希望が出てくる可能性も十分あるので、その辺のところを十分勘案しながら検討を進めていきたいと考えている。

○平松障害福祉課長 先ほど施設の数ということでご質問いただいたところになる。今私どもで持っている数字で令和5年度の部分は22施設であり、令和6年度については集計中であるが、現状としては、基本的に多くのところに引き続き使っていたいというような形になる。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。本間委員。

○本間委員 この金額のことについて変更した理由は伺つたが、結局この介護保険事業施設と障害サービスの事業施設の坪単価はそもそも最初の金額がかなり違っていたのかと思うが、これからも違う考え方で設定していくということなのか。その坪単価でどこも平均した金額で貸すというのが普通の考え方かと思うが、介護施設ということと障害サービスということで違っていたことの理由を教えていただけるか。

○松崎福祉総務課長 当初こちらの施設について算定した際には、今、委員が言われた坪単価というところでの使用料の設定は実施していないところであり、各事業所の性質、近傍同種事業所等がどのような賃料を払っているのかということで、近傍同種事業の賃料を精査しながら金額を定めたというところが特徴としてある。そのため障害事業所と介護事業所では差異が生じているところがある。今回障害福祉事業所については、同様な形で近傍同種事業所との家賃の変化ということで算定をさせていただいた。また、介護保険事業所については、近傍同種事業所と言しながらも少し性質の違う同じ福祉施設の比較というところだったので、改めて市内の同種事業所の近傍事業所との比較で賃料を決めさせていただいたところである。

○本間委員 これからも介護保険施設と障害福祉サービスの近隣の事業所とでは別の考え方で決めていくということなのか。

○松崎福祉総務課長 言われるとおりである。近傍同種事業所を比較するという視点は変わらないが、それぞれ障害の事業所、介護の事業所ということで比較する中では、差異が生じていくようなところである。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。橋本委員。

○橋本委員 第53号議案多摩市西永山福祉施設条例の一部

を改正する条例の制定について、可決の立場で討論させていただく。

この施設は、旧西永山中学校跡地を利用した永山3丁目の都営住宅建設に合わせてつくられ、平成30年、2019年に利用が開始されている。前年2018年には、この施設に関する条例が制定されている。その後一部施設を共用施設と変えるために、第3条にその条項が付されている。今回の改正は、この建物を使っている介護施設と障がい者の日中利用施設4か所の利用料改正である。これについては、説明にあったとおり整合性もあるので反対するものではない。しかし、この第5条においては、使用できる期間を6年間、1回の延長が認められると明記されている。入居している介護保険事業施設も、障がい者福祉サービス事業施設も、利用できる期間はあと6年となっている。その後については、今日の答弁にもあったように基本は公募という形になっている。それは、施設運営者だけではなく、利用している高齢者、障がいを持つ方にとっても重要な問題となる。新しい施設を探し移転すること、また今まで入れなかつた施設がここに入ってくること、どちらにしても数日では到底準備ができないことである。ぜひこの後の6年間で納得のできるような対応を市側も積極的に考えていただきたいと思う。

以上申し上げて、この条例改正については可決の立場での討論とする。

○きりき委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第53号議案多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○きりき委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第2、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前10時24分休憩

(協議会)

午前10時25分開議

○きりき委員長 ここで協議会に切り替える。

では、1番、令和6年多摩市自殺者数確定値について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 令和6年多摩市自殺者数（確定値）についてである。こちらは、警察庁の自殺統計に基づいて厚生労働省の自殺対策推進室がホームページに掲載している「地域における自殺の基礎資料」において、令和6年の全国及び多摩市の自殺者数の確定値が発表されたことから、内容について報告をさせていただく。

表の1番をご覧願う。令和6年の自殺者数（確定値）、こちらは1月から12月の人数となる。全国と多摩市を表で記載させていただいている。全国と多摩市それぞれであるが、昨年令和5年よりは人数が減少したところである。国は男性女性ともそれぞれ減少したところである。多摩市であるが、住居地22人となり、男性は12人で昨年値よりも減少したところであるが、女性は増で、若干全国と違うような様子が生じているところである。

2番に全国の状況を文言で説明させていただいているが、こちらはぜひお読みいただきたいところであるが、四角の3つ目の児童・生徒の自殺者のところであるが、小学生15人、中学生163人、高校生351人で、合わせて529人という数字となったところである。こちらの数字は統計がある昭和55年以降の過去最多という状況であり、昨年令和5年の513人よりも数字が大きくなっているところである。

3番の多摩市の状況であるが、先ほど表で申し上げたとおり令和6年は総数22人であった。四角の2つ目に入るが、年齢別では50歳代が最も多くなっており、次いで70歳代、30歳代、20歳代というような状況で続いているところである。多摩市の特徴としては、50歳代以上の中高年層の自殺割合が高くなっている、こちらの層に向けたアプローチを引き続き検討していくと考えている。原因・動機については複数で、皆様4つ以上の様々な要因が絡み合っているような状況であるが、一番多いのは健康問題である。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

2番、生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について報告をさせていただく。

1しごと・くらしサポートステーションの相談状況についてである。コロナ禍を経て、令和3年、令和4年と新規相談者数は減少傾向になっている。令和6年度は188人であった。全体の新規相談者件数は減少しているものの、生活保護につないだ件数にはさほど大きな減少が見られないところである。ただ、必要な方については必要な場所への支援につなげていくことに引き続き取り組んでいきたいと思う。

(2)相談延べ件数の推移である。こちらはアが今年度である。折れ線グラフに関しては、令和6年度の状況である。イに関しては、令和5年度が折れ線で、棒グラフが令和6年度となっており、その年の状況が比較できるようになっているが、新規相談者数が令和5年度よりも令和6年度減少していることから、全体に数値は低くなっているところである。

続いて、2ページ目をご覧願う。(3)新規相談の内容である。こちらは令和7年2月から令和7年4月までの3か月間の相談状況を横の棒グラフとさせていただいている。こちら傾向として変わらないところは、上から3つ目の収入・生活費の相談が一番多い。こちらは変化があまり見られないところであるが、前回の3か月間で低めだった病気・健康・障害に関する相談が今回ふえており、あと仕事探し・就職の項目が前回値の3か月よりも伸びているというところが、この直近3か月間の様子である。また、相談実人数に関しては、直近3か月は64人、前回その前の3か月が33人で、相談実人数はこの時期少しふえているような状況が見えてきている。

(4)住居確保給付金については、令和5年、令和6年、令和7年の状況を折れ線グラフで記載させていただいているが、令和5年よりも令和6年、住居確保給付金の申請はトータルで少なくなったような状況である。

最終ページ、2【参考】として、多摩市社会福祉協議会で実施している生活福祉資金特例貸し付けの償還状況についての資料を掲載させていただいている。こちらの償還がスタートしているところであるが、償還免除にならなかつた方々もおられるので、その対象者の方については、社会福祉協議会、しごと・くらしサポートステーションと連携しながらフォローアップを実施しているところである。説

明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。折戸委員。

○折戸委員 倾向的には相談に来るということであるが、自主的に相談に来る動機というかきっかけ、例えば自分が相談するところをわかっている人、あるいは人から、あるいはたま広報等、いろいろな媒体があると思うが、どういうところが一番多いのか。

○松崎福祉総務課長 正確な数字は把握しておらず、私どもしごと・くらしサポートステーションとやり取りする中の感覚的なところであるが、ご自身で自ら相談に来られる方と、あと相談機関がつなげていただく方がおおむね半々であると受け止めているところである。

○折戸委員 機関がそうやって知らせるということであるが、そこまではなかなか言いづらいということがあると思う。何らかのお知らせをきちんとしていくこと、声を出したい、行きたいのであるがどうしてよいかわからない人を救うようなフォローもしていただきたいと思うが、いかがか。

○松崎福祉総務課長 言われるとおりであり、なかなか言いづらいというような悩みを抱えてしまう、かえって相談しにくいといった思いを抱えてしまっている方もおられると思うので、またま広報には定期的に相談を実施しているということで掲載させていただいている。また、パンフレットも使用しているので、特に相談が寄せられそうな関係機関についてはパンフレットを置かせていただき、その他啓発に引き続き取り組んでいきたいと思う。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 先ほどの報告でも収入・生活費のことでのご相談が新規の方は多いという感じで受け止めるが、その前にあった23人の方を生活保護につないだということで、この数が相談者数の減り方に比して減っていないというのは、来た方の収入が生活保護の基準内の収入で何とか暮らしているからどうしても受けられる状態につながるのだと思うが、収入・生活費といつても失業やもともと年金が国民年金で6万円台や5万円台でいわゆる生活保護の基準内のお金しかいただいていない等、もう少しその辺のことについてわかる統計はあるのか。

○松崎福祉総務課長 そこまで個別具体的の事由は私どもで把握していないが、定期的に月に1回しごと・くらしサポートステーションと定例会をさせていただいて相談状況の報告を受けたりしているが、本当に年代も若い方から年金を受けられている高齢者の方まで様々で、事情は就労に関

する失業であったり、あとはそもそも賃金が少ない、年金生活が厳しいという多種多様な相談であるということは認識しているところである。

○橋本委員 確かに同じ収入があっても家賃が高ければ生活困窮度は高くなるし、それが安いところやローンのないところで暮らしていれば低い収入でもという関係になっていくと思う。私たち議員も似たような相談事を見る。仕事探しというのがあるが、70代になって、生活保護には値しないが年金だと厳しい、仕事が今見つからないというのでしごと・くらしサポートステーションに最後はお願ひするしかないので行っていたが、65歳を過ぎるとシルバー人材センター以外の仕事というのはなかなか難しいと言われてきたと、このしごと・くらしサポートステーションに行った相談者から聞いている。そうすると結局かなり路頭に迷うという感じにならざるを得ないが、この辺の問題について、ここで全て解決は今度また市側にもくると思うので、その辺のところについて、ここで相談を受けても解決は市の施策に頼るところが非常に多いと思うが、そういう形で数というのは今ふえているのかどうか、特に高齢期の方の問題について何かお感じになるところがあればお聞かせいただきたいと思う。

○伊藤健康福祉部長 今ご指摘の点は非常に大事なところで、国勢調査をもとにした就業率のコホート的分析をしたところであるが、お話しいただいたように65歳、70歳を超えて、特に女性の方で仕事に就かれている方が非常に多く、その背景には当然女性の社会進出というはあると思うが、一方ではなかなか生活が厳しい中で働くを得ないような状況が見えてきたところである。しごと・くらしサポートステーションは、私も一日そちらに伺わせていただいて、相談者の方と一緒に同席をさせていただいたところであるが、先ほど松崎福祉総務課長が申し上げた様々な相談が持ち込まれる中で、相談を一件一件伺うと、実は現在仕事をしていないが一定程度の貯金があったり、そのほかの関わりの中での収入があったりという中で、すぐ生活保護にご案内するのはなかなか難しいケースもあるので、そのところは相談担当者の方が相談に応じながら適切な関係機関につなげるようなことになっている。ただ、それで全て解決するとは当然思っていないので、様々な情報を得ながらきちんとしたところへつないでいくのがこちらのステーションの本旨であると思っているので、引き続きその取り組みを進めていきたいと考えているところである。

○橋本委員 このしごと・くらしサポートステーションがあってすごく助かっている部分が当然あるが、実際に私自

身も折戸委員も70代以上で働いているところである。だが、働くがざるを得ないという方たちにとって今仕事が見つからないことが、シルバー人材センターを超えた家賃に相当するような額がないと預貯金では先が見えているという方にとっては非常に深刻な問題で、元気になって皆社会に出て働いたり、女性の社会進出ではなく、働かないと暮らしていけないという現状をぜひ理解してこのしごと・くらしサポートステーションでいろいろ相談を受けていただくとともに、これから市の重要な課題として仕事の部分を考えていっていただきないと先ほどの自殺につながるというのも、本当に最後はそのような気持ちになるという声を聞くので、ぜひ今後ともよろしくお願いする。これは要望で終わる。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

3番、令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金・不足額給付金の概要と実績について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金・不足額給付金の概要と実績についてご説明をさせていただく。

まず項目1番である。こちら現在実施しているが、令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金3万円、またこども加算2万円という内容である。趣旨や(2)はこれまでも対象等説明させていただいたので割愛させていただき、(3)の給付額対象見込み数というところをご覧願う。こちらの1世帯当たり3万円の給付金であるが、給付自体の受付は5月末で終了しているところである。現在再最終的な申請者への給付に向けた事務を実施しているところであるが、支給決定者数を一番右側の表に書かせていただいているが、対象見込み数1万7,248世帯のうち1万5,101世帯に現時点で支給をさせていただいているところである。子ども加算については、3万円の給付金よりも受け付け期間がまだ先であり、7月31日で終了するところであるが、現時点での対象見込み数1,700人のところ、現在1,115人の方々に支給を実施したところである。

(4)でスケジュールを記載させていただいているが、こちらは2月25日から実施し、現在、先ほど申し上げたとおり1世帯当たり3万円の給付金の申請の受け付けを終了しているところである。こども加算は引き続き申請の受け付けをさせていただいており、7月31日で受け付けを終了させていただき、最終的には全ての事業が8月21日には支給

終了予定ということで事務を進めさせていただいている。

続いて、次のページ、2番をご覧願う。低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付金）の制度概要である。こちらは皆様昨年定額減税並びに調整給付金が実施されたことをご承知かと思うが、今般そちらの調整給付金にひもづいて実施していく不足額給付になる。(2)の事業の内容であるが、給付額を表の中に書かせていただいているが、令和6年度の調整給付額が給付すべき額より少なかった場合の不足額分を支給するような内容である。対象見込み者数を1万3,610人見込んでいるところである。

(3)不足額給付の概要というところで「趣旨」と書かせていただいているが、こちらは賃金上昇が物価高に追いついていないということで昨年デフレ脱却のために一時的な措置として行った定額減税等調整給付金の合計額が定額減税可能額を下回った者等に対し、その差額を給付するという内容である。わかりやすく言うと、昨年の所得の申告と改めて修正申告等をされて状況変化が生じた方々、定額減税の給付分が足りなかったり、あと調整給付額が足りなかったりされている方々が相当数おられるところから、その分の内容、所得の確認をさせていただいて、足りなかった分を補うような給付になっている。

②に対象者を記載させていただいているが、そのような方々ということで記載させていただいている。

③にも給付額ということで計算式を文言で書いたものを載せさせていただいているが、不足額給付時における調整給付所要額から当初の調整給付時における調整給付所要額を引いて差額分を支払うという内容で、一軒一軒その方のご家庭に応じて給付額が様々になってくるところである。こちらの対象者の皆様にはできる限り市で把握できる方に関しては、個別通知を送らせていただく。それ以外の方々にはたま広報等で周知をさせていただき、おやと思った方には市のほうにちょっと問い合わせをしていただくというような内容になってくる。

④にスケジュールを書かせていただいている。現在こちらの給付に関しては、3月の初日補正で予算計上させていただき、繰り越しをさせていただいている。現在国の要綱等が5月に入って徐々に出始めてきており、給付に向けた準備作業を進めているところである。具体的は、市民に向けた詳細は8月20日号のたま広報等から掲載を始め、個別通知の発送、コールセンターの開設をし、年内にはこちらの支給を終了していく予定で考えている。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
橋本委員。

○橋本委員 もともとこのお金は、2023年、おととしの秋頃に4万円を皆さん厳しいからというマスコミ報道があつてスタートした例のもので、一定の収入のある人は去年の夏に1万円プラス3万円で4万円という形で恩恵をもらつたが、ずっとずっと追つていって、今度のことについてはその額が確定してもらうまで足かけ3年目の今年、しかも支給終了は12月となっているが、この施策がどうしてもこうなってしまうところに、これはまだ決まっていないが、一部与党からは12月頃からは次の2万円支給とプラス子どもには2万円等いろいろな形が出されていると、自治体の福祉総務に相当する方や課税課の人たちはこの仕事にかなり負担を感じて追われっ放しで、本来福祉総務の方は違う仕事を主体にすべきで、まさしく重層的なことをやっていただかなければいけないような感じがするが、こういう形で国の施策による地方自治体への影響がないように、もう少しコンパクトに地方自治体の職員さんが右往左往しなくてもよい方法というのではないものなのか。こういうことで追われっ放しで、どんどん何か施策が行われるたびに10万円の後はこのお金が出て今度はまた2万円となると、その辺を笑ってはいけないものの本当に矛盾を感じるが、もう少しコンパクトにやってしかも住民への生活を補助する対策につながるやり方、自治体から見て国にこうしてもらえばもっと簡略できるというものはないのか。

○伊藤健康福祉部長 委員が今ご指摘の大事なところ、もともと冠では「臨時」という言葉もついていたが、必ずしも臨時ではないような状況になっている状態ということで、今お話のあったように松崎課長以下福祉総務課は非常に苦労しながら対応しているところだと思う。もともと低所得者というところであるが、低所得者のほかに子どもの関係等様々なところも対象者になってくるので、どこが担当するかも含めて全庁的には今までいろいろな話が出てきているところであるが、一方では、一番身近な市町村がこの事業に取り組んでいかなければならないということで、そうした意味からもやむなく福祉総務課に今までお願いしてきているところである。お話のように国ももう少しコンパクトなやり方、費用もいろいろかかつたりするところもあると思うので、何か別の方法をということで事あるごとに国にお願いしているところであるが、そこが実現的にはなかなか難しいところになっているのが現状だと思っている。

○橋本委員 1点、それに呼応する人件費、まさしく課税課長が新しい収入分がわかつたら今度は福祉総務課長に伝えてというこのシステムで何回か説明も受けているが、そ

れに呼応する人件費、つまり支給額プラスアルファ、これ税金の使い方として本当によいのかわからないが、自治体としてはそれを担う額が出てきているのか、システム改修に値するだけの額が本当に出てきて自治体の持ち出し分はないのかどうかだけは確かめておきたいと思う。

○松崎福祉総務課長 システム改修等、あと郵送料等の様々な諸事務費がかかるが、事務費に関しては、国の給付金制度については交付金ということで10分の10の対応をしていただいているところである。職員の人件費を見たときには市ということになろうかと思うが、基本的に事務費に関しては10分の10いただいているところである。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。本間委員。

○本間委員 説明をいただいた中にこの対象者が修正申告をした方という話があったかと思うが、その中で、わかる部分ではお知らせをして、わからない部分はたま広報でというお話があったが、そのわからない部分というのはどういう方なのか。

○松崎福祉総務課長 多摩市に1月1日現在在住されていて、市で税金の情報等をしっかりと把握できている方は対象像としてわかる。その中でもシステムの中で、今回この不足額給付金は制度が少し複雑で、所得の修正だけの方もおられれば、その所得内の様々な所得、それぞれ皆様不動産所得だ何だといろいろな控除も絡んでくると思うが、それぞれ一個ずつ見ていったときに、全部をシステムで見て変化したものが出せるかどうかというそこも一つ課題になつておらず、システムで対象として追える方は個別通知ができるということで今考えている。説明が不十分かと思うが、一人ひとりそれぞれの修正の内容が非常に多岐にわたるので、全てシステムで抽出できるかどうか、個別通知で抽出できるかどうかがわからないところがある。

○本間委員 修正申告をしていれば当然わかると思うが、それ以外に理由がある方がおられるだろうということなのか。

○松崎福祉総務課長 説明が足りていなかった。令和6年度に他市で課税を受けている方に関しては多摩市では情報がわからない。その方々については市で確認ができないので、ご本人から申し出をしていただく必要がある。

○本間委員 そうすると、転入してきた方の話というとか。

○松崎福祉総務課長 そのとおりである。

○本間委員 システムや人件費ということも、マイナンバーカードがしっかりと機能してもっと使えるようになっていけば事務的な費用といったことに非常に対応していくか

と私は思うが、所管としてはどのようにお考えか。

○松崎福祉総務課長 そのような要素もあるかとは思う。あとは制度の仕組みというところもあろうかと思う。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4番、多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成事業の実施状況について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成事業の実施状況について報告をさせていただく。

資料の2ページ目をご覧願う。これまでの取り組み、代理受領事業者の登録状況を報告させていただく。当初の予定より、これまでの取り組みとしては、通知発送時期や訪問調査時期を1週間ないし2週間前倒しさせていただいたところである。そこで5月30日記者会見を実施し、朝日新聞、タウンニュースなどに記事掲載をしていただいたところである。6月3日に対象と思われる世帯に通知の発送をさせていただいた。5日からコールセンターを開設させていただいている。6月10日から訪問調査を開始し、本日も市の職員が訪問予約いただいた世帯を回っているところである。

2番、代理受領事業者の登録状況である。代理受領制度は、市内でエアコンを販売する事業者のみ登録可能とさせていただいている。6月12日時点で7事業者に登録をいたしているところである。家電量販店や電気店、工務店、運送会社、ガス事業者などに登録をいたしているところである。引き続き現在登録をしたいというような意向をいただいている検討中の事業者もあるので、追加登録していく予定である。

3ページをご覧願う。実施状況①コールセンターの対応件数である。コールセンターは土日祝日を除いて、平日9時5時で対応させていただいているところである。6月5日から受け付けをコールセンター対応させていただき、訪問予約数が6月5日から入っており、6月5日の予約数33から順次相当数の予約を受けているところである。6月12日時点で285世帯から訪問予約を受けているところである。また、今回コールセンターの設置をさせていただいたが、米印でコールセンターの対応人員の増加ということで記載させていただいたが、当初想定した以上にお電話をいただいたところであり、6月5日・6日、非常につながりにくいというお声を頂戴したようなところである。そのため、

増員をして対応させていただき、今週に入って市民の皆様方から問い合わせでつながりにくいというお声は届かなくなってきたところである。当初想定した以上に電話をいただいた要因としては、米印の下、真ん中のポチのところに書かせていただいているが、本制度は2010年以前に製造設置されたエアコンのみを保有する世帯を対象とするなどしておらず、多摩市は先行事例よりも対象要件を緩和している事業設計となっている。そのため多くの方々から問い合わせをいただいたのではないかということで、このあたり先行事例の実施状況を参考にしながら対象像を想定していたところで、当初の想定と少しずれがあったのではないかと分析しているところである。

最終ページ、4ページ目であるが、実施状況②訪問・認定件数、認定理由の内訳、今後のスケジュールである。

1番、訪問件数、認定件数である。こちらはまだ短期間の5月27日～6月12日ということで記載をさせていただいている。5月の27・28日は事務局職員によるプレ訪問を実施した件数であり、3世帯先行してプレ訪問を実施させていただき、本実施に向けた対応を進めたところである。6月10日～12日の本実施の3日間は、29世帯を訪問させていただき、現時点で認定件数は26世帯となっているところである。6月12日時点である。今週6月16日からは、1日最大訪問件数を15件に拡大して対応を進めているところである。

2番の認定理由の内訳であるが、エアコンが未設置の世帯が6件あった。製造から15年経過したエアコンのみが18ケース、故障したエアコンが2件で、一番多くなっているのは製造から15年経過したエアコンのみというような状況になっている。

3番、今後のスケジュールである。コールセンターの訪問受け付けは9月16日火曜日で終了する。市職員による訪問調査は9月末まで、エアコン購入の設置期限は10月末まで、申請期限は11月28日までというところで進めていきたいと思う。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 予約件数が285ということで、全てが認められるとは限らないと思うが、予算は300件分である。そうすると、この夏訪問しているうちに認定される数が300を超えたら、そのときの予算対応はどうなるのか。

○松崎福祉総務課長 現在財政部門とも相談をしており、まず実績を確認しながら今後は補正等何かしらの対応が必要ではないかということで検討しているところである。

○橋本委員 私も他市等いろいろなところから、対応する中での数はマックス300で大体入るのではないかという最初のご説明を受けて、そのようなものかと思っていたが、意外と古いものをずっと使っていて、電力はかかるし、時々うなったりするし、実際に聞いているとそういうのが多いということがこの僅かな数の中にも多いので、電気代が非常にもったいない、15年前のエアコンなどというと、払うお金が高くなってしまって使うのをやめてしまうという悪循環になるので、ぜひこういうのをやっていただきたいと思う。それで、もし15年は経過していないが、私の知り合いの方で、生活困窮で引っ越しざるを得なくて、引っ越しと、エアコンはガスのこと等で動かすと一番よくない、だが買うお金がないので結局無理して動かしているという方、これから認定を受けるかどうかまだ私も聞いていないのでわからないが、そういう製造から15年経過したエアコンと、それが12年であっても急速に低下してもうエアコンとして20度とかと言われていたが、冷房効果が正確には25度を下回らないのは故障とみなすのか、動いていても28度までしか落ちない等、この辺の温度設計にも基準はあるのか。

○松崎福祉総務課長 故障の部分をどのように判断するかであるが、私たち市の職員は専門職ではないので、まずは基本的なところとして電源が入るかどうか、リモコンを含めて室外機・室内機の確認をさせていただいている。今言われた冷風が出るかどうかというところは、室内・室外の温度差10度ぐらいを見て、実際に冷風が出ているかどうかというで温度が測れる機械を使用して確認をさせていただいている。送風だけで本当に冷風が出ていないような場合もあるかと思うので、そのように確認をさせていただいている。

○橋本委員 最後に、これ冷やすことだけが地球沸騰化という中では視点が当たられるが、エアコンを冬の暖房に使っておられるご家庭も、当然一個しかないから冷暖房に使うが、暖房の効きが本当に悪いというのは故障に値しないのかどうか。

○松崎福祉総務課長 現在暑い夏場のエアコンということで冷風機能を備えているかを見させていただいているので、そもそも暖房の部分の確認は現状していない。したがって、今冷風が出るかどうかで故障しているかどうかの判断をさせていただいている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれ

で終わる。

5番、令和6年度の生活保護相談・申請状況等について、市側の説明を求める。

○関生活福祉課長 それでは、協議会資料5をご覧願う。令和6年度の生活保護相談・申請状況等について説明させていただく。

まず初めに、相談・申請数である。まず相談数であるが、令和6年度は合計で803件あった。こちらは令和2年度～5年度と比べると僅かながら減少しているところはあるが、コロナ禍以前の平成31年度の631件と比べると、依然として多い状況である。同様に右側の申請数も、令和6年度は249件で、令和5年度、令和4年度よりは件数が少ないところはあるが、平成31年度と比べると依然として多い状況である。

次のページ、被保護世帯、人員、保護率の推移で、保護世帯数についてはコロナ禍以降止まりが続いている状況である。直近では3月の段階で2,039世帯で、大体2,000世帯は超えていて、2,030世帯～2,040世帯ぐらいとずっと高止まりの状況が続いているような状況である。保護人員も令和4年からずっとふえてはいたが、令和6年度以降は人数としては少しづつ減ってきているような状況である。

続いて、東京26市保護率比較で、表をご覧いただければと思うが、多摩市は真ん中のところにいて17.2パーセントである。昨年度は17.3パーセントであったので、0.1ポイント下がっている状況である。

続いて、世帯類型別世帯数の推移で、こちらについても生活保護世帯の半数弱であるが、そこを占めている高齢者世帯、また少し見づらくて申しわけないがその他世帯、障がい者世帯というところが少しづつふえているような状況である。

最後、申請世帯数・廃止世帯数・葬祭扶助件数で、これは折れ線グラフで出しているが、申請の世帯数は引き続き多いような状況、廃止件数も少しづつふえているような状況である。それと合わせて葬祭扶助の件数もふえてきている状況ではある。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6番、老人福祉センター事業「多摩市総合福祉センター送迎バス」運行内容変更の周知について、市側の説明を求める。

○五味田高齢支援課長 老人福祉センター事業の多摩市総

合福祉センター送迎バス運行内容変更の周知についてご報告させていただく。資料は、説明文1枚と別紙ということで1～5をつけており、6種類上げているのでよろしくお願いする。

まず1枚目の説明文であるが、経過としては、令和7年3月の健康福祉常任委員会で送迎バスの運行内容を変更していくということでご報告させていただいたところであるが、詳細な時刻表やルートが決まったのでご報告する。

2番の周知内容であるが、第1弾としては、令和7年4月1日から5月15日までの期間について別紙1の配布先に別紙2のポスターを配布することでお知らせした。第2弾ということで、5月15日以降別紙3の配布先に別紙4の時刻表と別紙5のポスターを配布しているところになる。別紙4をご覧いただくと、別紙4に時刻表が載っている。この中の停車するバス停であるが、駅間のコースを基本とし、その間の3つのバス停に止まるルートで考えている。停車するバス停については、別紙4の裏面、多摩市の地図が載っているところにルートが書いてある。1番が聖蹟桜ヶ丘駅、2番が新大栗橋、3番が永山駅、4番が愛宕4丁目、5番が多摩センター駅、6番が落合3丁目、そして総合福祉センターに到着するというルートになっている。帰りはこの逆を走行することにしている。

1枚目の資料に戻っていただきて、このポスター掲示や配布などのほか、総合福祉センターだよりの6月号とたま広報の5月20日号、多摩市公式ホームページ、指定管理者のホームページなどに、運行内容の変更と時刻表を記載してお知らせしている。

3番目に、市民からの問い合わせであるが、4月からこういった形で周知しているが、これまでに市民からの問い合わせにはどのようなものがあったかということで載せている。本日までであるが、11件ほど問い合わせをいただきており、内容としては、自分が今まで利用していたバス停には泊まるのか、運行時間はどのように変わるのか、自分が乗っているバス停の新しい時間が知りたい、永山駅のバス停はどこから乗るのか、このバスは無料なのかといった運行内容に関するものがお問い合わせとしては多く聞かれている。これについては、運行内容について丁寧に説明させていただいているところである。

今後の予定であるが、令和7年7月1日から新規のルートで運行を開始する予定にしている。このルートで令和10年3月31日、令和9年度末まで同じルートで運行する予定にしている。なお、②であるが、新しいルートになったら利用状況調査を改めて行いたいと思っており、内容につい

ては検討中であるが、その調査をもとに、③であるが令和10年度以降の送迎バスのあり方について検討して決定していきたいと考えている。したがって、令和8年度末までには決定し、令和9年度にはどのような方向にするのか周知をしていきたいと考えている。説明は以上になる。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 もともとこれは健康福祉常任委員会の所管であるが、生活環境常任委員会にいたときに私たち地域公共交通でも参考にさせていただくということで、全員で乗車した。そのときには豊ヶ丘や貝取をぐるぐる回って1時間くらいかけて到達するというコースを体験したが、一定数の方は貝取等で待っておられた。先ほどのような反応があったということで何とか納得をいただいているという感じもしなくはないが、今後7月1日から実際に始まった時に皆さんのが待っていても来ないということが起きかねない。それぞれ数名ずつグループになって貝取何丁目、落合何丁目に立って8時頃に待っているわけであるが、この辺について7月1日から数日の間どう対応するのかをまず聞きたいと思う。

○五味田高齢支援課長 今のところお問い合わせは穏やかな電話が多く「なくすな」と言われることはないが、確かに7月1日にどうなるのか、暑い中待っているのに来ないという電話が来るのではないかと私も心配しているところである。そちらについては私どもも心配し、バス会社も心配しているので、もう少し詰めていき、事前にきちんと周知ができるよう準備していきたいと考えている。

○橋本委員 あそこでケアをしてくださる乗務員の方がいるので、通らなくなるところから乗られる方には、まさしくこの何ページ目かにある、ルートの変更と新しい時刻表をしっかりと渡して駅前まで行ってもらわなければ通らないと言うのは少し酷であるが、それが実際に一番雨の中で待っている人等をなくす方法だと思うので、その辺を徹底していただきたい。それから、もともと空気を運んでいるから無駄であるというような発言をする議場での声もあったのでこういうことを考えられたのだと思うが、これによって運行に使うバスの台数や委託費用にはどのような変化があるのか。今年度は途中からあるから予算を見ると激減しているわけではなく年度当初から始まっているが、次年度フルにこういう体制になったら、今年度とどのように変わっていくのかお答え願う。

○五味田高齢支援課長 まず今回の変更の大きな理由としては運転士不足が大きかったので、ミニバスも減便してい

る中で老人福祉センターの送迎バスだけそのまま継続というわけにいかない現状があった。本数は、今まで13便運行していたものを6便に変更するという内容になっている。駅間を基本として6便になる。委託料については、令和6年度までの契約は5年間で契約しており、2億円ぐらいかかっていたものが、今回3年契約としており、3年間で1億1,296万8,295円となっている。3年間のうち今年は確かに4月から6月までは同じ内容で運行するので少し料金が高めで、今年は4,087万8,450円。令和8年度については3,080万円、令和9年度は3,102万円で、これに消費税を掛けるという形になっている。令和8年度と令和9年度の若干の違いは運行日数の違いで、令和8年度と令和9年度は1年間同じ内容となっている。

○橋本委員 冷たく切るというだけではなく、事情の発端は地域公共交通のもとの問題になっている運転士不足もあるのでなかなか悩ましいことだと思うが、これから私たち重層的支援を考えるときも、出かけていただくことが一つの目的で細かく回ったというのもあるので、その辺のところは状況を見て、本当に地域の方の総合福祉センターを利用していただく人数が減ってしまったら、本来の目的からかなり離れていってしまうと思う。その辺経過を追ってまたこの委員会等でもお知らせがあると思うので、ぜひよろしくお願ひする。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。本間委員。

○本間委員 金額の確認をしたいが、6年間で2億円で、3年間で1億円ぐらいという話であるが、結局その便数を減らして停まるところを減らしたが年間の金額はそれほど変わらないということでおろしいか。

○五味田高齢支援課長 令和6年度までの契約は5年間で2億円と少しだった。今回3年間で1億1,200万円という形である。確かに年間の支払金額はそれほど変わっていないのが現状であるが、この検討に入るときに、令和6年度までと同じようにこの先令和7年度から5年間契約したときには2億円の倍ぐらいかかると言われた。それはやはり運転士の人工費の高騰、物価高騰による燃料費の高騰によるものだというところもあった。年間に支払う金額はそれほど変わらないが、それを見越して今回一応3年間で計画した。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

7番、内閣府SIP 令和7年度前半の取り組みについ

て、市側の説明を求める。

○堀健幸まちづくり担当部長 サイドブックス協議会7、内閣府SIP令和7年度前半の取り組みについてという資料をご覧いただければと思う。冒頭の6ページまでについては以前もご紹介しているが、包摂的コミュニティプラットフォームの構築の体制についての記載になっているので、本日のご説明は割愛させていただく。

お手数であるが、7ページをご覧いただければと思う。今取り組んでいるSIPは令和5年度から始まっており、現在3年目となっている。もともと5年間の計画で動いているものとなっている。今年度、令和7年のところであるが、サービスの実証とか、たま広報など地域情報と声かけロボットの連携などを行っていく予定となっている。

続いて、11ページをご覧いただければと思う。こちらもこれまでご紹介しているところではあるが、今回の自動走行モビリティサービスについては、近隣のスタッフが常駐するモビリティステーションからご自宅まで無人でのお迎え、目的地まで行き、目的地での要件が終わったら改めてモビリティが無人で迎えに来てご自宅までお送りするようなサービスと考えられている。

続いて、13ページをご覧いただければと思う。こちらが今年度前半の取り組みのご紹介となっている。まず1つの取り組みは、移動についての不安や課題についての市民ワークショップとなる。

14ページをご覧いただければと思うが、こちらは既に先日6月4日に諏訪地区市民ホールと豊ヶ丘地区市民ホールで実施している。いずれも10人前後の方がご参加されており、お住まいの地域の地図を見ながら、筑波大学をはじめとする大学生と多世代でお話を楽しみつつ、地域での生活における移動についてのご意見をいただいた。その中ではモビリティや声かけロボットについての率直なご意見もいただいている。例えば実物をご覧いただいた方はわかるかと思うが、現在のモビリティは座るところや手すりのところが少し角張っていたりするので、こういったところを例えば流線形にしてもらえないか、2人乗る場合に前に座る方の場合は座ったところの前に手すりなどが今ない状態であるので、少し怖いのでそういうものをつけたらどうかといったようなご意見が出てきた。

2つ目は、15ページになるが、貝取・豊ヶ丘商店会周辺の店舗様や地域団体の幾つかにご協力いただき、先ほどの市民ワークショップは実際にご自身が目的地に行くために乗る場合にどうかというお話をあったが、こちらは例えばご自身の店舗や団体のところにご自身のお客さんがこのモ

ビリティに乗ってくる場合にどうかというような観点で、この自動走行モビリティサービスについてのご意見をいただくことを考えられているということである。これは7月に実施予定となっている。実際には歯科医院などがご協力いただけだと聞いている。

3つ目は、16ページ、17ページになるが、7月後半から8月前半の2日間、まだ日程は決まっていないが、前回2月に永山でやったように、今回貝取・豊ヶ丘商店会周辺での技術実証ということで、実際に自動走行のモビリティを走らせる予定である。永山とは遊歩道についての環境が少し異なり、スロープや根上がりなどがある場所でも走行できるか確認する予定である。

17ページに、現時点でのルート案を載せている。基本的にはこの黄色い遊歩道のルートになるが、貝取の郵便局あたりから医者村橋を渡ってスロープを下り、豊ヶ丘複合施設のあたりまでの走行を予定している。また、まだ調整中であるが、赤い線と青い線の部分、団地内通路や車道わきの歩道についても走行可能かの技術実証を行なえればということで現在検討しているところである。なお、今年度後半についてはまた検討が進んだらご報告できればと思うが、全体にいろいろな自動走行のモビリティを実際に使ってみるようなサービス実証ができればと考えていると聞いている。ご説明は以上となる。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。中島委員。

○中島委員 安全対策及び注意事項の点で「雨対応について警察と協議し」とあるが、今日も暑いが高齢者や障がいのある方の暑さ対策について何かお考えがあればお聞きしたいと思う。

○堀健幸まちづくり担当部長 暑さ対策については、現在こちらもS I P側と調整中であるが、まず実施時間についてはできれば朝早めの時間帯もしくは夕方少し涼しくなるような時間帯に実施できないか、今調整している。併せて、雨対応の際にひさしを上につけることを多分検討されていると思うが、暑さ対策としてもひさしが使えるのではないかと考えている。こちらは警察との協議次第ではあるが、そういう観点での準備もできるかと考えている。そのほか、昨日総務常任委員会でもご意見があったが、お集まりいただいた皆様にご説明する際などに近隣の屋内施設でのご説明ができないかというご意見をいただいているので、こちらもそういった方向でできないか調整したいと思っている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。折戸委員。

○折戸委員 買物のために乗車した場合、その買った物がきちんと置けるだけのスペースはあるのか。実物を見ていながらわからないが、その点はどうなのか。

○堀健幸まちづくり担当部長 1名で乗る際は、前後に椅子が2つある状態になっているので、ご本人は後ろに乗っていただき、前のところに附属の籠を載せて、そこに入れていただくような形で一定の荷物は運べるのではないかと思う。

○折戸委員 2人乗れるのか。2人乗っても籠が2つあるということなのか。

○堀健幸まちづくり担当部長 一応2人乗る場合は、荷物は多分ご自身の膝の上に載せていただくような形になると思う。1人で乗る場合だと前に置くことができると思うし、2人で乗られる場合は、重量的に支障はないが、ご自身の膝の上に乗るサイズであれば、多分載せられるのではないかと思う。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 雨と暑さのことを一番気にしていたので、先ほど同じことを聞いていただいたが、これから豊ヶ丘も遊歩道を走ったりすると思う。永山でもなされ、私は見ているのでわかるが、あれがマッチしないような例えば根上がりのところをチェックしたら今度は早急に都市整備部と調整して直してもらう、そこまできちんとつながっていくような状況になっているのかどうか。

○宍戸道路交通課長 遊歩道の根上がりについては、ふだんもそうであるが、市民の方からいろいろ情報をいただいて現地を見た中で、あまりにもひどいような場合はやらせていただくところである。今回も、実証実験をした中でいろいろお声掛けや情報共有があれば、現状を確認した上で判断させていただきたいと思っている。

○橋本委員 あれに乗った方はわかると思うが、これからもっと改善されてシート等も良くなるとは思うものの、お尻にかなり刺激がある。だから、根上がりのちょっとした部分でも感じてしまうので、歩道の改修も併せてやってもらわないと少し怖いという声があった。ぜひこれは健康福祉部と企画政策部、都市整備部が共同してやっていっていただきたいということだけ申し上げておく。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。本間委員。

○本間委員 こちらは以前、裏庭で乗せさせていただいて、あまり安定しないところはきっとこれから改良していただけるかと思うが、高齢者の方は腹筋もないし手の力もないし、シートベルトのようなものがないと落ちてしまう可能性が非常に高いと感じたので、その辺はしっかりやってい

ただきたいと思っている。家から目的地まで連れていっていただけるのは非常にありがたいことなので進めていただきたいと思うが、これはやはり道路状況がかなりよいニュータウン側に適用されるかと思う。既存地域では歩道自体が車椅子も通れないようなところが非常に多く、こういったものを使いたいという方に対して何か今考えられることはあるのか。

○堀健幸まちづくり担当部長 まずは実験段階というか、その実証に向けてどのようにしていくかという段階であるので、ニュータウン地域が6割を占める多摩市ということではニュータウン地域での実用を目指したいと思っているが、今ご指摘いただいたように既存地域での活用についても検討されないのかというお声はいただいている。既存地域については、実際に言われたような道の問題もあると思うし、横断歩道の対策などもいろいろ発生していくので、別途そちらへの技術的な対応もしつつ、歩道の幅について国土交通省からも何か基準が出ていると思うが、そういったことも踏まえて内部でも調整しながら進めていきたいと思う。少し時間はかかると思うが、除外しているわけではないので検討をしていければと思う。

○本間委員 ぜひしっかりと並行して考えていただければと思うので、よろしくお願いする。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、8番、常任委員会の2年間のテーマについての件に入る。

このことについて、前期議会運営委員会からの申し送り事項として、①常任委員会の2年間のテーマを設定すること、各常任委員会の判断で、②2年間のテーマは所管事務調査に位置づけること、③最終的な成果を政策提案に結びつけることが望ましいこと、以上の方針を継続することが6月3日の議会運営委員会で確認されている。したがって、まずは2年間のテーマをどうするか協議し、合意すれば今回テーマを確認、合意できなければいつ頃決めるかを協議したいと思う。

次に、2年間のテーマが決まったら、そのテーマを所管事務調査に位置づけるかについて協議したいと思う。

なお、本委員会では、前期委員会からの申し送り事項として、民生委員の空白地区の解消策について調査研究を進めることができることを報告する。こちらは、今後可能であれば検討したいと思う。

それでは、協議会を休憩して意見交換を行いたいと思う。この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時39分休憩

午前11時41分再開

○きりき委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんのお見を踏まえ、テーマは、重層的支援体制の整備について。目的は、社会のあり方が変わり、それに伴って市民生活も変化する中で、既存の制度では支援の届けられない複雑化・複合化する課題や制度のはざまにあるケースにも対応していくため、令和2年、社会福祉法改正で創設された重層的支援体制事業の整備状況や今後の課題について調査研究することによろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 では、そのようにさせていただく。

次に、所管事務調査に位置づけるかどうかであるが、9月の常任委員会で改めて協議することでよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 では、そのようにさせていただく。

次、9番、行政視察についての件に入る。

今年度の健康福祉常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。まず視察の実施の有無について確認し、実施する場合には、日程、目的や内容、候補地などを協議したいと思う。

この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○きりき委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんのお見を踏まえ、視察の日程については、希望日として10月6日から9日まで、または10月14日から16日までの間を予定したいと思う。視察地が決定するまでの間、各委員のご予定は空けていただくようお願いする。

また、視察の候補地については、先日の事前協議のとおり愛知県稲沢市、愛知県豊川市、愛知県長久手市をしたいと思う。今後事務局が先方と調整し、日程や視察地などを各委員に連絡し、必要があれば再度協議するということによろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 では、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午前11時44分再開

○きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午前11時44分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長 きりき 優